

令和5年11月2日

公 告

海上自衛隊佐世保地区における自動販売機の設置及び経営に関する
業者の募集について

海上自衛隊佐世保地方総監部
管理部長 土屋 剛

長崎県佐世保市に所在する海上自衛隊佐世保地区（干尽、平瀬、立神及び崎辺地区）において、自動販売機を設置し経営を行う業者について次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置機種及び台数

飲料自動販売機（缶・ペットボトル式）39台
（設置場所：干尽、平瀬、立神、崎辺地区）

4 募集要領の配布

(1) 期 間：令和5年11月6日（月）午前9時から

平成5年11月20日（月）午後5時まで

※公募へ参加する場合は、募集要領及び仕様書（以下「募集要領等」という。）の受領が必要です。

(2) 配布場所：佐世保市平瀬町18 佐世保地方総監部厚生課

23-7111（内線3312） 梅崎（ウメザキ）

佐世保市崎辺町無番地 佐世保教育隊厚生科

32-1121（内線231） 野田（ノダ）

佐世保市干尽町9-1 佐世保基地業務隊厚生科

23-7111（内線3365） 山本（ヤマモト）

5 説明会【重要事項】

(1) 日時：令和5年11月22日（水）午後1時30分から

(2) 場所：厚生センター会議室

（長崎県佐世保市平瀬町18 海上自衛隊佐世保地方総監部敷地内）

(3) 携行品：前項4に示す募集要領等

(4) 説明会への参加者は2名までとします。

説明会に参加を希望される業者は、説明会前日（正午）までに参加申込書（様式適宜）に会社名・氏名等を記入後、次の（ア）から（ウ）のいずれかの場所へ直接持ち込み又は郵送にて登録してください。

ア 長崎県佐世保市平瀬町18

海上自衛隊佐世保地方総監部管理部厚生課 梅崎（ウメザキ）

TEL 0956-23-7111（内線3312）

イ 長崎県佐世保市崎辺町無番地

海上自衛隊佐世保教育隊厚生科 野田（ノダ）

TEL 0956-32-1121（内線231）

ウ 長崎県佐世保市干尽町9-1

海上自衛隊佐世保基地業務隊厚生科 山本（ヤマモト）

TEL 0956-23-7111（内線3365）

なお、本説明会へ参加されない業者の方は、公募に参加できませんのでご了承ください。

6 その他

細部の内容は、募集要領による。